

平成27年

第 5 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成27年4月20日(月) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1 / 7 ページ

1. 開催日時 平成27年4月20日(月) 午後3時55分 から 午後4時17分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 21名

会長	21番	大平 憲男
会長職務代理者	20番	松原 一夫
委員	1番	和田 忠
委員	2番	山下 泰弘
委員	3番	戸花 進
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	山田 敏実
委員	6番	工藤 哲子
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	戸田沢 孝彰
委員	9番	山下 正一
委員	10番	松本 誠子
委員	11番	照井 秀美
委員	12番	湊 舟廣
委員	13番	新田 豊
委員	14番	梅田 晃
委員	15番	山本 健一
委員	16番	中堤 正人
委員	17番	工藤 範光
委員	18番	白山 英昭
委員	19番	前田 英雄

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4	議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5	議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 勝美
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員	3番	戸花 進
委員	4番	一ノ渡 重義

8. 会議の概要

議長
(大平会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
3番戸花委員から願います。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は 21名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成27年
第5回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より
指名いたします。
3番戸花委員、4番一ノ渡委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第13号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第13号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
農地法3条は、農地等の権利移動や権利設定について、農業委員会の権限に属する許
可処分について定めている条項です。

番号5は、農業者年金受給のため経営移譲による親子間での使用貸借権の設定です。
番号6は、あっせんによる農地取得で、あっせん基準にそうものであります。詳しくは、調査
担当委員より報告がございます。

今回上程されました案件は、取得後の全ての農地を耕作すること、保有機械、家族の従事
状況、地域との調和などいずれも問題がなく、
耕作農地は、下限面積30aを超えていることから、許可要件を満たしているものと考えま
す。

以上です。

議長

ここで、あっせんの結果について、14番 梅田委員から報告をお願いします。

14番梅田委員

現地調査委について報告いたします。
4月2日、午前9時00分から、私と工藤哲子委員及び事務局とで、当事者立会いのもと、現地調査を行ないました。
場所は、沼ノ沢地区の果樹園地内にある畑です。
譲受人は、経営規模拡大を図る農業者で、取得後はプラムなどを植栽する予定とのことです。
譲渡人は、夫から農地の相続を受けたが、後継者もないことから農業を廃業したいとのことで、農地を購入する方を探しておりました。
現地調査後、役場庁舎会議室におきまして、あっせんを行なったところ、双方とも売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

以上、簡単であります但報告します。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第13号を採決いたします。
本案について、許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、許可することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第14号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第14号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。
番号1は、息子夫婦が新居を構えるため、住宅を新築するための転用です。
立地基準は、都市計画法の第1種住居地域に指定されている地域にある農地のため第3種農地と判断しました。
一般基準は、転用面積、資金調達の確実性や遅滞なく目的に供される見込みがあり、周辺農地の営農に支障をきたす恐れがないなど、一般条件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

ここで、現地調査について11番照井委員から報告をお願いします。

11番照井委員

現地委調査について報告します。

4月14日午前9時00分から、私と松原職務代理者及び事務局とで、当事者立会ものと現地調査を行いました。

場所は、同心町地区の勝山小児科から旧三戸中学校通りに入り、最初の交差点左側にある畑です。

借受人は、現在、両親と同居しており、親から独立し新居を構えたいということから、父親と使用貸借の権利設定を行い、宅地に転用したいとのことです。

現地調査の結果、申請面積は適正であり、周辺農地の営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむをえないものと見てまいりました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ごくろうさまでした。

それでは、質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、許可相当との意見を添えて県知事に送付することにいたします。

議長

日程第5 議案第15号を議題とします。

本案につきましては、7番神谷委員が関係する事案ですので、三戸町農業委員会会議規則第10条で規定する議事参与の制限に該当することから審議の開始から終了までの間、退席をお願いします。

審議終了後に入室していただきます。

【神谷委員退室】

議長

それでは、事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第15号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。

同議案は、三戸町長から農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、集積計画に関わる利用権設定について、審議、決定をしていただくものです。

番号13は、経営規模拡大を図ろうとする認定農業者であります。

地域の中核的な農業者の育成確保及び経営改善を図ることを目的とし、担い手農家等へ農地の集積を推進するもので、今回の利用権設定を受ける農業者は、農作業従事要件や農地効率利用要件など同法第18条第3項の各要件を全て満たしているものと考えます。

以上です。

議長

質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、原案のとおり承認し、決定することにします。

それでは、議事参与の制限により退席しておりました、神谷委員の入室をお願いします。

【神谷委員入室・着席】

議長

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

議長

これをもちまして、平成27年第5回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。

終礼を行います。

ご起立願います。

「礼」

終了 午後4時17分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成27年4月20日

議長 大平 憲男
会長 20 番

印

会議録署名者 戸花 進
委員 3 番

印

会議録署名者 一ノ瀬 重義
委員 4 番

印
